

※総第 053980号001公館宛 GM2258 0/8

平成 4 年 5 月 26 日
* 平成 17 年 5 月 29 日 26 分 23 秒 受付

電 信 案

電信課長 大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アジア局長 参事官 北東アジア課長 地域調整官 首席事務官	※発電係 1 2 起案 平成 4 年 5 月 25 日 起案者 電話番号 南地 2415
	協議先	

(※印欄内は電信課記入)

秘密指定解除
公文書監理室

〔注意〕 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います

在	韓国	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名	平成4年度在韓被爆者支援金の払出 の払出			
主管・文書記号	※電番 △ 第937号	入至急 普通	至急 (優先処理)	パターン・コード [REDACTED]
転電 転送 在 転報	※転電番号		大至急 至急 普通 (優先処理)	
大使・総領事あて				
↓				
※				
05398084	優先	KANKOKU	F電	

昭和六三・六三改正

CB-1

外務省

回覧番号

1. 平成4年度の在韓被爆者支援特別基金拠出金については、本年度予算に23億円が計上されているところ、右23億円の拠出については、平成3年度分17億円の拠出の要領を踏襲することとし、拠出の要領は以下のとおり。

(1) 拠出先

本件予算は以下の理由により大韓赤十字社を拠出先とする。

- (イ) 在サハリン韓国人支援等特別基金拠出金の平成元年度及び平成2年度分各4200万円及び在韓被爆者支援特別基金拠出金の平成3年度分17億円の日本側の支援は、大韓赤十字社を窓口としていること。
- (ロ) 韓国における被爆者対策は保健社会部の監督の下、大韓赤十字社が中心となっていて行っていること。
- (ハ) 大韓赤十字社は本件予算の目となっている「国際機関等」に適合していること。

(2) 拠出手続

- (イ) 両国政府間の23億円の拠出に関する「口上書」（別FAX信）の交換。
- (ロ) 日本政府（駐韓国日本大使）と大韓赤十字社（総裁）との間の書簡（別FAX信）の交換。また、大韓赤十字社側の書簡には「在韓被爆者支援のための日本国政府拠出金の使用に関するガイドライン」（別FAX信）を添付。

(3) 韓国政府、大韓赤十字社との間の確認事項

- (イ) 上記の(2)による拠出手続きをとること。
- (ロ) 拠出金の使用は、「在韓被爆者支援のための日本国政府拠出金の使用に関するガイドライン」（別FAX信）に沿って行われること。
- (ハ) 本件支援は、あくまで韓国政府が行う被爆者対策に対するものである。同政府の被爆者対策にかかる全体計画、実施体制、韓国側財政措置、平成3年度分の拠出金の使用状況の詳細につき説明を受け、本件支援実施に問題がないことを確認することとする。（必ずしも文書による確認の必要はない。）

A-13)

工

3. ついては、上記1. (1) 及び (2) を韓国側に説明の上、結果
回電ありたい。なお、口上書、書簡及びガイドラインの文面は別F
AX信のとおり、基本的には昨年度の文面を踏襲しているが、韓国
政府発日本政府宛の口上書の文面については、拋出の要領を正確に
文面に反映させるため、昨年度の文面を若干修正する必要があると
思料されるところ、先方に我が方案を説明の上、先方の感觸につき
併せて回電ありたい。

(反応)

(了)

CI: 2260

FAX信

※総第 053983 号 001 公館宛 GM2260-06



平成 4 年 5 月 25 日 秒 55 日 秒 受付

電 信 案

秘 密 無 期 限

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官 長

主管
アジア局長
審議官
参事官
北東アジア課長
地域調整官
首席事務官

※発電係 1 2
起 案
平成 4 年 5 月 25 日
起案者 電話番号
南池 2415

協議先

秘密指定解除
公文書監理室

(注意) 1 枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 韓 国 大使 総領事 あて 外務大臣 発

件 名 平成4年度在韓被爆者支援拠出金の拠出

主管・文書記号

ア北

※電番

FAX信

大至急

普通

至急

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在

転報

※転電番号

大 使 ・ 総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

※

05398326

優先

KANKOKU

F信

GB-1

外 務 省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

往電第[△]937号別FAX信
(日本政府宛 韓国政府宛)

GM:2260: (別添1)
口上書)

EMBASSY OF JAPAN
SEOUL

No. P-450

NOTE VERBALE

The Embassy of Japan presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea and has the honour to inform the Ministry that the Government of Japan has the intention to assist from the humanitarian point of view and in the light of historical background, the ROK Government in its implementation of the programs to extend support for those victims of the atomic air raids who are now in the Republic of Korea, in accordance with laws and regulations of Japan. For this purpose, the Government of Japan is ready to contribute as much as ^{two} ~~one~~ billion and ³⁰⁰ ~~100~~ million yen for fiscal year ¹⁹⁹² ~~1991~~ to "The Red Cross Society of Korea" (hereinafter referred to as "The Society") for the said programs. Such contributions will be implemented by "the Society" in accordance with the letters to be exchanged between the President of "the Society" and the Ambassador of Japan.

The Embassy of Japan avails itself of this opportunity to renew to the Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea the assurances of its highest consideration.

Seoul, ¹⁹⁹² ~~September 19, 1991~~



(韓國政府宛 日本政府宛 口上書)

GM:2260

MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS
REPUBLIC OF KOREA

~~DAI 434~~

The Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea presents its compliments to the Embassy of Japan and has the honour to refer to the Embassy's note of ¹⁹⁹² ~~September 19, 1991 (P-450)~~ informing the Ministry that the Government of Japan is ready to contribute ² ~~1~~ billion and ³⁰⁰ ~~400~~ million yen for the victims of the atomic air raids. It is understood that the Government of Japan will contribute ⁰⁻² ~~to the ROK Government~~ ^{1/2} ~~1~~ billion and ³⁰⁰ ~~400~~ million yen for fiscal year ¹⁹⁹² ~~1991~~ as part of the about 4 billion yen pledged by the Government of Japan during President Roh's visit to Japan in May 1990. ^(the remaining)
~~The Ministry has further the honour to request that the remaining portion of the pledged contribution be made as early as possible.~~

~~In addition, The Ministry has the honour to confirm that such these programs, set up by the Government of Korea, is implemented by contributions will be transmitted to "The Red Cross Society of Korea" under the supervision of ~~the ROK Government~~ which is to implement the program to support the victims of the atomic air raids who have been in the Republic of Korea. The program will be set up and supervised by the Government of Korea, and implemented in accordance with the letters which will be exchanged between the President of "The Society" and the Ambassador of Japan in ¹⁹⁹² ~~1991~~.~~

The Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea avails itself of this opportunity to renew to the Embassy of Japan the assurances of its highest consideration.

¹⁹⁹²
Seoul, ~~September 19, 1991~~

0- The programs to extend support for three victims of the atomic air raids who are now in the Republic of Korea.



(大韓赤十字社発 日本政府宛書簡)

(別添2)

GM:2260

駐大韓民國 日本國大使

柳 健 一 貴下

大韓赤十字社は、韓國政府の監督と指導の下に、韓國政府の在韓被爆者 對策に資するため、本件書簡に添附したガイドラインに従い、在韓被爆者にかかる治療費、健康診断費及び被爆者健康福祉センター建設費等の支援のため、責任をもって日本國政府の據出金²³(17億円)を使用していくことをここにお約束致します。

つきましては、右據出金²³(17億円)を別紙に掲げる別口預金口座を通し、當社に據出していただくようお願い致します。

1992

1991年 10月 4日

大 韓 赤 十 字 社

總 裁 姜 英 勳

(日本政府発大韓赤十字社宛書簡)

GM:2260

大韓赤十字社総裁

姜 英勲 殿

23

1992

在韓被爆者支援のための日本国政府の拠出金（~~17~~²³億円）に関する~~1991~~¹⁹⁹²年~~10月4日~~付貴総裁書簡を受け取りました。

日本国政府は、歴史的背景を考慮し、人道的見地に立脚し、韓国政府が行う被爆者対策に対し医療面で支援することを目的として、本年度、貴社に~~17~~²³億円を拠出する用意がありますが、右については、貴社が、韓国政府の監督と指導の下に、上記貴総裁書簡に添付されたガイドラインに従い、右拠出金を責任をもって使用することをここに確認し、拠出するものであります。つきましては、両国政府間で確認されたところに従い、上記貴総裁書簡別紙に掲げられた別口預金口座を通じ、本件拠出金（~~17~~²³億円）を貴社に拠出することと致します。

1992

~~1991~~年~~10月4日~~

駐大韓民国日本国大使

柳 健一

GM:2260

6

在韓被爆者支援のための日本国政府拠出金の

使用に関するガイドライン

1. 大韓赤十字社（以下「韓赤」という）は、韓国政府の監督と指導の下に、日本国政府より受けた在韓被爆者支援のための拠出金計²³~~14~~億円を、韓国政府が作成した在韓被爆者支援計画に基づき、在韓被爆者にかかる治療費、健康診断費、及び被爆者健康福祉センター建設費等を支援するために使用する。
2. 韓赤は、本拠出金を似て在韓被爆者に対する具体的支援を行うに当たっては、可能な限り社団法人韓国原爆被害者協会の意見を尊重し、かつ、同協会の組織を活用する。
3. 韓赤は、専ら本拠出金を使用するための別口預金口座を開設する。
4. 韓赤は、本拠出金の使用について、責任を負うものとし、日本国政府より受けた拠出金が適正かつ専ら事業計画の遂行のための使用され、また、効果的、効率的に管理、使用されるよう確保する。
5. 韓赤は、日本国政府より受けた拠出金の使途、管理状況等につき、毎年少なくとも1回は日本国政府に報告する。
6. 日本国政府及び韓赤は、拠出金及びその使途に関し、又は、これに関連して生ずる如何なる問題についても随時連絡・協議する。